

登米市水道事業料金算定要領（案）新旧対照表

新（第7委員会提示資料）	旧（第3回委員会提示資料）
<p>1-4. 料金改定の目的</p> <p>(1) 水道事業の本旨である安全な水を安定して供給する体制の継続をはかる</p> <p>(2) 安定した経営基盤の構築と持続可能な供給システム体制を整える</p> <p>(3) 料金改定において達成すべき目標経営数値を次のとおりとする</p> <p>ア 経常収支比率 100%以上 <110.6%></p> <p>(削除)</p> <p>イ 流動比率 250%以上 <326.83%></p> <p>ウ 留保資金残高 10億円以上 <9億8,400万円></p>	<p>1-4. 料金改定の目的</p> <p>(1) 水道事業の本旨である安全な水を安定して供給する体制の継続をはかる</p> <p>(2) 安定した経営基盤の構築と持続可能な供給システム体制を整える</p> <p>(3) 料金改定における目標経営数値</p> <p>ア 営業収支比率 100%以上 <100.59%></p> <p>イ 料金回収率 100%以上 <101.59%></p> <p>ウ 流動比率 250%以上 <294.63%></p> <p>エ 留保資金残高 10億円以上 <9億8,400万円></p>
<p>(削除)</p>	<p>(4) 料金改定に係る詳細</p> <p>ア. 水道料金の平均改定率は以下の事由により15%とする。</p> <p>① 今回の料金改定は下水道料金と同時改定となることから、需要者負担の軽減を図る必要があること。</p> <p>② 令和5年度から令和12年度まで予定している「水道施設再編推進事業（保呂羽浄水場再構築事業）」に係る事業費は約66億円強であるが、この事業費並びに財源については今後の入札結果と事業進捗により変動する可能性があり、更に事業費は改定期間中「建設仮勘定」で推移することから料金改定に反映せず事業完了後の経営状態を見通した改定とはならないこと。</p> <p>③ 現状のままでは「営業収支」「資金収支」共に悪化し、安全と安定を図る事業の継続が困難であること。</p> <p>④ 上記のことから今回の改定は、登米市水道事業の根幹である保呂羽浄水場の更新に臨み、当面の間の経営状況を改善するにとどめるものであること。</p> <p>イ. 改定後の水道料金に係る検討</p> <p>今後は、毎年度の決算時において水道料金に係る分析を行い公表し、次回の料金改定に備えるものとする。</p>
<p>(削除)</p> <p>「3-3. 総括原価の算定」、「3-5. 控除項目」に分割</p>	<p>2-2. 総括原価</p> <p>料金算定に用いる総括原価は、算定要領（日水協）に定めるとおり適正な営業費用に資本費用を加え、控除項目の額を控除して算定するものとする。</p> <p>控除項目は収益的収入・営業収益「その他営業収益」営業外収益「受取利息、貸付利息」「負担金」「補助金」「事務手数料」とする。「長期前受金戻入額」は原則として控除項目としないが総括原価の調整が必要な場合は控除について検討する。</p>
<p>2-2. 財政計画策定期間</p>	<p>2-3. 財政計画策定期間</p>
<p>(削除)</p> <p>「3-2. 料金算定期間」</p>	<p>2-4. 料金算定期間</p>
<p>2-3. 収益的収支（損益計算）算定の考え方</p>	<p>2-5. 収益的収支（損益計算）算定の考え方</p>
<p>2-3-1. 収益的収入（収益）</p>	<p>2-5-1. 収益的収入（収益）</p>

新	旧
2-3-2. 収益的支出（費用）	2-5-2. 収益的支出（費用）
<p>(2) 営業外費用 (削除)</p> <p>ア 支払利息（略） (削除)</p> <p>イ その他営業外費用</p>	<p>(2) 資本費用（営業外費用等＋資産維持費） 資本費用は、営業外費用の支払利息及び施設実体の維持等に必要とされる資産維持費の合計額とする。</p> <p>ア 支払利息（略）</p> <p>イ 資産維持費 資産維持費は、事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。 資産維持費は対象資産に資産維持率を乗じて求める。 対象資産は、料金算定期間の期首及び期末償却資産の平均残高とする。 資産維持率は、算定要領（日水協）に定める標準の3%を基本として、状況に応じ算定する。</p> <p>ウ その他営業外費用</p>
3. 総括原価の算定	(新)
3-1. 総括原価 総括原価は、料金算定期間中に必要な給水収益である。	(新)
3-2. 料金算定期間 料金算定（総括原価算定）期間は、令和5年度（2023）から令和8年度（2026）の4年間とする。	(新) ※「2-4. 料金算定期間」
3-3. 総括原価の算定 料金算定に用いる総括原価は、算定要領（日水協）に定めるとおり料金算定期間中の営業費用に資本費用を加え、控除項目の額を控除して算定するものとする。	(新) ※「2-2. 総括原価」
3-4. 資産維持費 資産維持費は、事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。 資産維持費は対象資産に資産維持率を乗じて求める。 対象資産は、料金算定期間の期首及び期末償却資産の平均残高とする。 資産維持率は、算定要領（日水協）に定める標準の3%を基本として、状況に応じ算定する。 尚、資産維持費は営業外費用の支払利息とともに「資本費用」とする。	(新) 「2-5-2. (2) イ 資産維持費」
3-5. 控除項目 控除項目は収益的収入・営業収益「その他営業収益」営業外収益「受取利息、貸付利息」「負担金」「補助金」「事務手数料」とする。「長期前受金戻入額」は原則として控除項目としないが総括原価の調整が必要な場合は控除について検討する。	(新) ※「2-2. 総括原価」
3-6. 平均改定率 平均改定率は料金算定期間の「総括原価／現行料金の給水収益」で求めるものであり、この改定率が直ちに口径・使用量に応じた各水道料金の改定率とはならない。	(新)

新	旧
4. 料金体系	3. 料金体系
5. 本基準は、令和5年度に予定している料金改定に適用する。	4. 本基準は、令和5年度に予定している料金改定に適用する。
6. 本基準は、総括原価の算定において必要が生じた場合は改正することができる。	5. 本基準は、総括原価の算定において必要が生じた場合は改正することができる。